［略］
［略］
［略］
（経理調査官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）
第十九条　長官官房に、経理調査官一人、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。
［項を削る。］
［略］
原子力規制特別国際交渉官は、命を受けて、原子力規制について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡、協議等を行うことにより、原子力規制に関する政策の企画及び立案の支援を行う。
企画官は、命を受けて、安全技術管理官のつかさどる職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。
［略］
［略］
［略］
［項を削る。］
［8・9　略］
国際核セキュリティ専門官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する国際関係事務に関するものを助ける。
［略］
（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）
第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。
［2～4　略］
統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力事業者等（原子炉等規制法第五十七条の八に規定する原子力事業者等をいう。）の保安活動に係る検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。
［6・7　略］

［同上］
［同上］
［同上］
（企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、国際核セキュリティ専門官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官及び安全管理調査官）
第十九条　長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、国際核セキュリティ専門官一人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人及び安全管理調査官二人を置く。
企画官は、命を受けて、安全技術管理官のつかさどる職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。
［同上］
［項を加える。］
［同上］
［同上］
［同上］
国際核セキュリティ専門官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する国際関係事務に関するものを助ける。
［8・9　同上］
［項を加える。］
［同上］
（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）
第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官十人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。
［2～4　同上］
統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力事業者の保安活動に係る検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。
［6・7　同上］